

【長期履修制度のご案内】

1 趣旨

職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士前期課程2年、博士後期課程3年）での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて、計画的に履修し、教育課程を修了することにより学位を取得できる制度です。

2 申請資格

長期履修を申請することができる者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 職業を有する者（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）
- (2) 育児、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難である者
- (3) その他やむをえない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難である者

3 申請手続

入学者選抜に合格した者のうち、入学前に長期履修制度の適用を希望する者は、指導予定教員と履修計画及び研究計画について相談の上、研究科が指定する期日までに羽曳野キャンパス事務所学生グループに次の(1)～(3)の書類を提出してください。

- (1) 長期履修許可願（様式第1号）
- (2) 長期履修申請理由書（別に看護学研究科が定める様式）
- (3) 次に定める申請資格の確認できる書類

区分	必要書類
職業を有する者（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）で、標準修業年限で修了することが困難である者	在職証明書又はそれに代わるもの
育児、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難である者	当該事実を証明する書類、または、それを証明する第三者等の申立書等のいずれか
その他やむをえない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難である者	当該事実を証明する書類、または、それを証明する第三者等の申立書等のいずれか

入学後に申請資格のいずれかに該当し、長期履修を希望する者は、長期履修希望年度の前年度12月の研究科が指定する期日までに、事前に指導教員と相談の上、申請に必要な書類を提出するものとします。

4 長期履修の許可

研究科長は、教授会の議を経て長期履修期間を定めて長期履修を許可するものとします。長期履修期間の延長は認めないものとします。

5 長期履修の期間

- (1) 博士前期課程の場合は、在学期間の範囲内において、3～4年で認められた年限とします。
博士後期課程の場合は、在学期間の範囲内において、4～6年で認められた年限とします。
- (2) 前項にかかわらず、入学後の申請により長期履修を認められた者の長期履修の期間は、標準修業年限から、既に修業した期間を差し引いた期間の2倍に相当する年数以内とします。

(3)長期履修の期間は1年を単位とし、学年の途中から開始することはできません。

6 長期履修制度にかかる授業料

通常の授業料の年額に標準履修年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた期間の年数で除した額となります。（在学中に授業料改定が行われた場合は、在学生にも新授業料が適用されます。）

7 問い合わせ先

大阪府立大学 羽曳野キャンパス事務所 学生グループ
看護学研究科担当 TEL 072-950-2111（内線1535）

8 長期履修制度を適用する領域・分野は次のとおりです。

【博士前期課程】

領域名	分野名	コース名	
人・環境支援看護学領域	看護情報学分野	修士論文コース	—
	看護管理学分野	修士論文コース	—
家族支援看護学領域	母性看護学分野	修士論文コース	—
	家族看護学分野	修士論文コース	—
生活支援看護学領域	地域看護学分野	修士論文コース	専門看護師コース
	精神看護学分野	修士論文コース	専門看護師コース
	老年看護学分野	修士論文コース	専門看護師コース

【博士後期課程】

領域名	分野名
生活支援看護学領域	看護技術・情報学分野
	看護管理・教育学分野
	母子健康看護学分野
	家族健康看護学分野
	地域・精神看護学分野
	在宅・老年看護学分野
療養支援看護学領域	急性療養看護学分野
	慢性療養看護学分野
	がん療養看護学分野
	感染療養看護学分野